

業務災害用 複数業務要因災害用												労働者災害補償保険																							
① 労働保険番号 府 県 所 掌 管 轄 基 幹 番 号 枝 番 号												フリガナ 氏 名 (男・女) 生年月日 年 月 日 (歳) 職 種 所属事業場 名称・所在地												④ 負傷又は発病年月日 年 月 日 午 前 後 時 分 頃 ⑤ 死 亡 年 月 日 年 月 日 ⑦ 平 均 賃 金 円 銭											
② 年金証書の番号 管 轄 局 種 別 西 暦 年 番 号 枝 番 号												③ 死亡労働者の (あ) どのような場所で(い) どのような作業をしているときに(う) どのような物又は環境に(え) どのような不安全な又は有害な状態があつて(お) どのような災害が発生したかを簡明に記載すること												⑧ 特別給与の総額(年額) 円											
⑥ 災害の原因及び発生状況												⑨ ① 死亡労働者の厚年等の年金証書の基礎年金番号・年金コード ② 死亡労働者の被保険者資格の取得年月日 年 月 日																							
厚 等 生 年 金 給 保 関 係												⑩ 当該死亡に関して支給される年金の種類 厚生年金保険法の イ 遺族年金 ロ 遺族厚生年金 国民年金法の イ 母子年金 ロ 準母子年金 ハ 遺児年金 ニ 寡婦年金 ホ 遺族基礎年金 船員保険法の 遺族年金 支給される年金の額 支給されることとなった年月日 厚年等の年金証書の基礎年金番号・年金コード (複数のコードがある場合は下段に記載すること。) 所轄年金事務所等 円 年 月 日 受けていない場合は、次のいずれかを○で囲む。 ・裁定請求中 ・不支給裁定 ・未加入 ・請求していない ・老齢年金等選択																							
												③の者については、④、⑥から⑧まで並びに⑨の①及び②に記載したとおりであることを証明します。 年 月 日 事 業 の 名 称 電話() — 千 —																							
												〔注意〕 ⑨の①及び②については、③の者が厚生年金保険の被保険者である場合に限り証明すること。 事業場の所在地 事業主の氏名																							
												(法人その他の団体であるときはその名称及び代表者の氏名)																							
												⑪ 氏 名 (フリガナ) 生 年 月 日 住 所 (フリガナ) 死亡労働者との関係 障害の有無 請求人(申請人)の代表者を選任しないときは、その理由 ・																							
⑫ 添付する書類その他の資料名																																			
⑬ 年金の払渡しを受けることを希望する金融機関又は郵便局												※金融機関店舗コード 銀行・金庫 本店・本所 出張所 農協・漁協・信組 支店・支所 普通・当座 第 号 ※郵便局コード 都道府県 市郡区 第 号																							

上記により 遺族補償年金 複数事業労働者遺族年金 遺族特別支給年金 遺族特別年金 の支給を請求します。
の支給を申請します。
労働基準監督署長 殿

請求人 申請人 (代表者) の 住 所 氏 名
〒 — 電話() —
□本件手続を裏面に記載の社会保険労務士に委託します。
個人番号

特別支給金について振込を希望する金融機関の名称				預金の種類及び口座番号			
銀行・金庫 本店・本所 出張所 農協・漁協・信組 支店・支所				普通・当座 第 号 口座名義人			

⑭その他就業先の有無		
有	有の場合のその数 (ただし表面の事業場を含まない)	有の場合でいずれかの事業で特別加入している場合の特別加入状況 (ただし表面の事業を含まない)
無	社	労働保険事務組合又は特別加入団体の名称
労働保険番号(特別加入)		加入年月日
		年 月 日
		給付基礎日額
		円

[注意]

- ※印欄には記載しないこと。
- 事項を選択する場合には該当する事項を○で囲むこと。
- ③の死亡労働者の「所属事業場名称・所在地」欄には、死亡労働者が直接所属していた事業場が一括適用の取扱いを受けている場合に、死亡労働者が直接所属していた支店、工事現場等を記載すること。
- ⑦には、平均賃金の算定基礎期間中に業務外の傷病の療養のため休業した期間が含まれている場合に、当該平均賃金に相当する額がその期間の日数及びその期間中の賃金を業務上の傷病の療養のため休業した期間の日数及びその期間中の賃金とみなして算定した平均賃金に相当する額に満たないときは、当該みなして算定した平均賃金に相当する額を記載すること(様式第8号の別紙1に内訳を記載し添付すること。ただし、既に提出されている場合を除く。)
- ⑧には負傷又は発病の日以前1年間(雇入後1年に満たない者については、雇入後の期間)に支払われた労働基準法第12条第4項の3箇月を超える期間ごとに支払われる賃金の総額を記載すること(様式第8号の別紙1に内訳を記載し添付すること。ただし、既に提出されている場合を除く。)
- 死亡労働者が傷病補償年金又は複数事業労働者傷病年金を受けていた場合には、
 - (1) ①、④及び⑥には記載する必要がないこと。
 - (2) ②には、傷病補償年金又は複数事業労働者傷病年金に係る年金証書の番号を記載すること。
 - (3) 事業主の証明を受ける必要がないこと。
- 死亡労働者が特別加入者であつた場合には、
 - (1) ⑦にはその者の給付基礎日額を記載すること。
 - (2) ⑧は記載する必要がないこと。
 - (3) ④及び⑥の事項を証明することができる書類その他の資料を添えること。
 - (4) 事業主の証明を受ける必要がないこと。
- ⑨から⑫までに記載することができない場合には、別紙を付して所要の事項を記載すること。
- この請求書(申請書)には、次の書類その他の資料を添えること。ただし、個人番号が未提出の場合を除き、(2)、(3)及び(5)の書類として住民票の写しを添える必要はないこと。
 - (1) 労働者の死亡に関して市町村長に提出した死亡診断書、死体検案書若しくは検視調書に記載してある事項についての市町村長の証明書又はこれに代わるべき書類
 - (2) 請求人(申請人)及び請求人(申請人)以外の遺族補償年金又は複数事業労働者遺族年金を受けることができる遺族と死亡労働者との身分関係を証明することができる戸籍の謄本又は抄本(請求人(申請人)又は請求人(申請人)以外の遺族補償年金又は複数事業労働者遺族年金を受けることができる遺族が死亡労働者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者であるときは、その事実を証明することができる書類)
 - (3) 請求人(申請人)及び請求人(申請人)以外の遺族補償年金又は複数事業労働者遺族年金を受けることができる遺族(労働者の死亡の当時胎児であつた子を除く。)が死亡労働者の収入によって生計を維持していたことを証明することができる書類
 - (4) 請求人(申請人)及び請求人(申請人)以外の遺族補償年金又は複数事業労働者遺族年金を受けることができる遺族のうち労働者の死亡の時から引き続き障害の状態にある者については、その事実を証明することができる医師又は歯科医師の診断書その他の資料
 - (5) 請求人(申請人)以外の遺族補償年金又は複数事業労働者遺族年金を受けることができる遺族のうち、請求人(申請人)と生計を同じくしている者については、その事実を証明することができる書類
 - (6) 障害の状態にある妻については、労働者の死亡の時以後障害の状態にあつたこと及びその障害の状態が生じ、又はその事情がなくなった時を証明することができる医師又は歯科医師の診断書その他の資料
- ⑬については、次により記載すること。
 - (1) 遺族補償年金又は複数事業労働者遺族年金の支給を受けることとなる場合において、遺族補償年金又は複数事業労働者遺族年金の払渡しを金融機関(郵便貯金銀行の支店等を除く。)から受けることを希望する者にあつては「金融機関(郵便貯金銀行の支店等を除く。)」欄に、遺族補償年金又は複数事業労働者遺族年金の払渡しを郵便貯金銀行の支店等又は郵便局から受けることを希望する者にあつては「郵便貯金銀行の支店等又は郵便局」欄に、それぞれ記載すること。
なお、郵便貯金銀行の支店等又は郵便局から払渡しを受けることを希望する場合であつて振込によらないときは、「預金通帳の記号番号」の欄は記載する必要はないこと。
 - (2) 請求人(申請人)が2人以上ある場合において代表者を選任しないときは、⑩の最初の請求人(申請人)について記載し、その他の請求人(申請人)については別紙を付して所要の事項を記載すること。
- 「個人番号」の欄については、請求人(申請人)の個人番号を記載すること。
- 本件手続を社会保険労務士に委託する場合は、「請求人(申請人)の氏名」欄の下にレ点を記入すること。
- ⑭「その他就業先の有無」で「有」に○を付けた場合は、様式第8号の別紙3をその他就業先ごとに記載すること。その際、その他就業先ごとに様式第8号の別紙1を記載し添付すること。なお、既に他の保険給付の請求において記載している場合は、記載の必要がないこと。
- 複数事業労働者遺族年金の請求は、遺族補償年金の支給決定がなされた場合、遡って請求されなかったものとみなされること。
- ⑭「その他就業先の有無」欄の記載がない場合又は複数就業していない場合は、複数事業労働者遺族年金の請求はないものとして取り扱うこと。

社会保険 労務士 記載欄	作成年月日・提出代行者・事務代理者の表示	氏 名	電話番号
			() —